

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月22日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿



提出者

住 所 大分県豊後高田市新地1071番地

氏 名 西日本土木株式会社

代表取締役 隈田 英樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

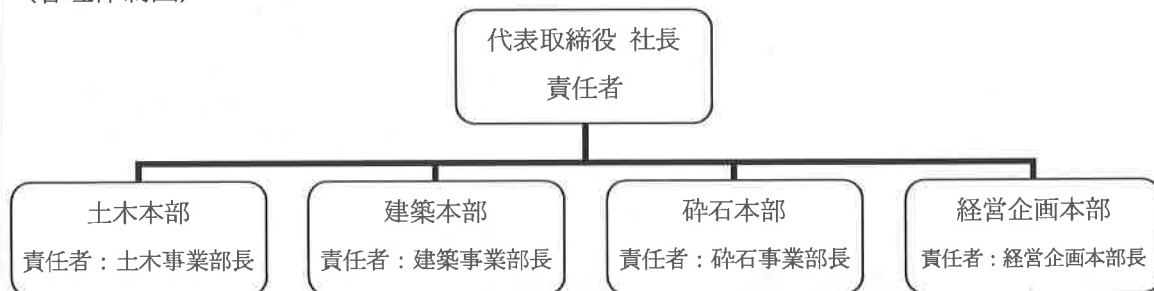
電話番号 0978-22-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西日本土木株式会社
事業場の所在地	大分県豊後高田市新地1071番地
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D建設業06総合工事業
②事業の規模	257,298万円(元請完成工事高)
③従業員数	220人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→コンクリート、アスファルト・コンクリートに分別→処理業者に委託→再生利用 (関連会社中間処理施設に近い現場は、関連施設利用し再生利用) 木くず、ガラスくず等、廃プラ、金属くず、紙くず、繊維くず →処理業者に委託→破碎→残さ→最終処分 建設混合廃棄物→処理業者に委託→選別→破碎→残さ→最終処分 汚泥→処理業者に委託→中間処理(機械乾燥)→残さ→最終処分 石綿含有産業廃棄物(がれき類)→処理業者に委託→最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



土木本部：土木現場から産業廃棄物を排出

建築本部：建築現場から産業廃棄物を排出

砕石本部：コンクリート、アスファルト・コンクリートについて中間処理の斡旋

経営企画本部：行政への報告等

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 工法の改善の実施。 余剰材の引き取り。(生コン、砕石等)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ユニット化持ち込み。(工場組立品の利用促進) 梱包材の簡素化。(木くず、廃プラの発生抑制)	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊に分別する。 石綿含有廃棄物は、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属くずは、有価物、廃棄物に分別する。 排出現場において、より一層の分別の細分化を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) グループ内中間処理施設の利用による再生利用の促進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊の現場内再生利用の促進 建設汚泥の現場内再生利用の促進		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) グループ内中間処理施設の積極的利用の促進			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の種類に応じて、委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託先を可能な限り優良認定処理業者から選定する。 電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者へ委託する。 処理委託業者に対する現地確認を実施する。 自らも電子マニフェスト導入に向けて検討する。 弊社関連会社中間処理施設を利用し、グループ全体としての再利用促進に努める。</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度（令和2年度）実績

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	建設混合廃棄物	がれき類	石棉含有産業廃棄物（がれき類）	繊維くず	汚泥
排出量	1,850 t	2,480t	501t	101t	95t	34t	4t	177t	149t	1t	0t	0t

○計画 目標

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	建設混合廃棄物	がれき類	石棉含有産業廃棄物（がれき類）	繊維くず	汚泥
排出量	1,500 t	2,000	400t	50t	50 t	20t	2t	100t	100 t	0t	0 t	0t

